

1	法務	作成：法務部	日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部	日付：2022 年 5月

目次

1. 目的	3
2. 目標	3
3. 適用範囲	3
4. 定義	3
5. 法的枠組み	5
5.1. 国際規定	5
5.2. 国内規定	6
6. 行政処分	7
7. 原則と宣言	7
8. 透明性、誠実性、企業倫理に反する行為	9
8.1. 利益相反:	9
8.2. 贈収賄:	9
8.3. 汚職:	10
8.4. 詐欺:	10
9. 方針	11
9.1. 利益相反方針	11
9.2.: 透明性、誠実性、企業倫理を確保するためのプログラム PTEE	11
9.3.: 従業員が知っている詐欺の疑いを責任を持って報告することで、従業員の忠実義務を促進する	12
9.4.: 関連文書の保存および管理に関する方針	13
9.5.: 情報開示と研修の方針	13
9.6.: 企業倫理および透明性プログラムの違反に対する結果方針	13
9.7.: 第三者からのインセンティブおよび贈答品に関する方針	13
9.8.: 無形資産、リース、運営、維持管理、事務機器、不動産および動産の購入、売却、運用、社用車、 慈善寄付、個人および法人の会員資格に関する支出方針	13
9.9.: 交際費規定	14

2	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

9.10.：社内会議および食事の経費方針	14
9.11.：固定資産管理方針	14
9.12.：クイックレポートと即時レポートの方針	14
9.13.：請負業者に対する汚職防止方針	14
9.14.：輸出安全管理方針	14
9.15.：顧客返金方針	14
10. 報告メカニズム	14
11. 役割と責任	15
12. 是正措置	16
13. 内部告発ルート	16

3	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

1. 目的

SUMMIT AGRO COLOMBIA SAS (以下、サミットアグロ) は、ビジネスの透明性と企業倫理を管理するすべての国内および国際規制を遵守することをコミットしています。したがって、この文書には、透明性プログラムおよびPTEE 企業倫理を遵守するために サミットアグロが何らかの取引、契約または類似の関係を築く全ての企業、従業員および関係者に適用される企業方針が記載されています。

上記の理由により、企業倫理・透明性プログラムの目的は、倫理的かつ透明性のある行動をとり、責任ある方法で事業を行うという当社のコミットメントを確立することである。

2. 目標

透明性と企業倫理を持って行動できるガイドラインを確立します。その目標は、当社の上級経営陣によって定義された透明性と企業倫理に関する方針とプログラムを提示することです。

3. 適用範囲

この方針は、当社の代表として業務および取引を行うすべての関係者に適用されます。したがって、本規定は、クライアント、サプライヤー、販売業者、請負業者、株主、投資家として理解されるすべての関係者および利益団体に適用され、一般的には、直接的または間接的にサミットアグロと何らかの取引、契約または協力的な関係が確立されているすべての人々に適用されます。

4. 定義

株主: サミットアグロの株式を所有する個人または法人。

上級管理者: 会社の定款、その他の内部規定、及びコロンビアの法律（場合により）に従い任命され、法人を管理・指揮する個人又は法人であり、組織のメンバーであるか個人であるかを問わない。すなわち、支配人、ゾーン支配人、法定代表者、取締役のメンバー等の管理者、会社の主要幹部であり、会社に雇用されているか否かを問わない。

企業監督局からの外部回覧 100-000003: これは、2016 年法律 1778 の第 2 条に規定された行為を防止するための企業倫理プログラムの実施を目的としたガイドで、企業監督局が発行。

4	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

利益相反: ビジネスが、経済的、家族、政治的関係、または個人的な利益に因り、組織内での役割を果たす際の人々の判断に影響を与える可能性がある状況。

デューデリジェンス: 国内または国際的な事業または取引に関連する法律、会計、財務の側面に関して実行する必要がある期初および定期的なレビューであり、その目的は、当社およびその子会社および請負業者に対して影響を与える可能性のある贈収賄と汚職のリスクを認識して評価すること。

コンプライアンス責任者: 特定な予防手順の遵守、および透明性と企業倫理プログラムの遵守を推進、開発、確実に実行するために サミットアグロによって任命された個人。

便宜供与: 企業またはその従業員の利益のために、法的小および日常的な手続きを確保、促進、または加速するために政府職員に支払われる支払い。

原則: 国境を越えた贈収賄や、正当性や透明性が欠如しているために違法とみなされるその他の行為や行動に対するリスク管理システムの導入を目的とした規則。

企業倫理プログラム: コンプライアンス責任者の下、国境を越えた贈収賄やその他の贈収賄に関連し会社に影響を及ぼす可能性のある汚職行為を特定、検出、防止、管理、軽減するためにコンプライアンス方針を実施することを目的とした具体的な手順である。

透明性と企業倫理プログラム (PTEE): リスクマトリックスに従って、汚職リスクや監督対象事業体に影響を与える可能性のある国境を越えた贈収賄リスクを特定、検出、防止、管理、軽減するために、コンプライアンス方針を運用することを目的とした、コンプライアンス責任者が担当する具体的な手順を含む文書。

外国公務員: 法律 1778 の第 2 条第 1 項に次の通り規定。「任命または選出されたかどうかに関係なく、州、その政治的行政区画、地方自治体、または外国の管轄区域において立法、行政、司法の地位にある人物。外国公務員は、公共団体、国営企業、または意思決定権を有する団体内であっても、国家、その政治部門もしくは地方自治体、または外国の管轄区域において公的な職務を遂行するあらゆる人物とみなされる。国家、その政治部門、地方自治体、または外国の管轄区域の決定に従うものとする。また、国際公的機関の役人や代理人は前述の資質を備えていると考えられる。」

5	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

贈収賄: 自己または第三者の利益のために、利益やその他の恩恵と引き換えに、贈り物や価値のあるものを与える、提案する、約束する、要求する、または受け取ること。公的または私的な職務に固有の行為を実行または省略することと引き換えに利益やその他の恩恵を受け取ること。

国境を越えた贈収賄: 当社が従業員、上級管理職、従業員、請負業者または下位会社を通じて、外国公務員に対して直接的または間接的に以下の行為を贈与、申し出、または約束する行為。(i) 多額の金銭 (ii) 金銭的価値のある物、または (iii) 当該公務員がその職務に関連する行為および国際的なビジネスまたは取引に関連する行為を実行、省略、または遅らせることと引き換えに得られる利益または恩恵。

子会社：商法第 260 条に規定。

5. 法的枠組み

5.1. 国際規定

- 2000 年パレルモ条約: 組織犯罪に対する国連条約 (2003 年法律 800 – 2003 年文 C-962 によって承認)。
- 2003 年メリダ条約: 国連汚職防止条約 (2005 年法律 970 – 2006 年文 C – 172 によって承認)。
- 国連汚職防止条約 (UNCAC): これは、各国に対して法的拘束力を持つ唯一の普遍的な汚職防止文書であり、そのアプローチと多くの規定の強制的な性質のおかげで、この問題に対する包括的な回答を提供する有効なツールとなっている。
- **国際贈収賄防止条約:** グローバリゼーション時代における国境を越えた犯罪と汚職の増加に関連して、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国は 1997 年に、国境を越えた商取引における外国公務員の贈収賄を扱うこの条約を批准。コロンビア政府はこの条約を 2012 年法律 1573 によって批准。
- **汚職撲滅米州条約 CICC:** 1996 年に署名され、米州機構 (OAS) で創設。コロンビアでは、1997 年法律 412 号の承認を得て批准され、公的協力者が果たさなければならないコミットメント、透明性のある公的國家契約制度、内部告発者の保護制度、市民参加の推進メカニズムなどの予防措置の組織化に取り組んでいる。

6	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

5.2. 国家規定

- **政治憲法:** 第 6 条。 123; 333 第 5 項および第 335 条。
- **1997 年法律 365:** 組織犯罪と闘うための規則を含むその他の規則を制定。
- **2000 年法律 599:** 刑法の制定、及び、マネーロンダリングに起因する犯罪の分類、テロ資金供与の防止、発見、捜査、処罰に関する規則を制定。
- **2000 年法律 600:** 社会経済秩序に反する犯罪に対してコロンビア刑法が制定。
- **2006 年 12 月 29 日法律 1121:** テロ資金供与の防止、発見、捜査、処罰のための規則を定める法律。
- **2016 年政令 1674 号:** 2015 年 1081 年の第 2 巻、第 1 部、第 4 章 に章が追加、「これにより大統領府または共和国の唯一の規則が制定」。
- **2015 年の法令 1068:** 金融システム基本法の第 2.14.2 条 (d. に基づいた UIAF への疑わしいオペレーションの報告) 第 102 条の No.2、および第 103 条および第 104 条。
- **2011 年法律 1474:** これによりコロンビア汚職防止法が制定され、汚職行為に対する調査、処罰の仕組みの保護、公的管理の有効性の強化を目的とした規則を制定。
- **2016 年法律 1778:** 贈収賄防止法が制定。
- **企業監督局の 2016 年 6 月 25 日決議 100-002657:** これにより、国境を越えた汚職における法人の責任に関する規則、汚職に関するその他の規則が制定。
- **外部回覧:** 2014 年の 100 - 000005、2017 年の 100 - 000001、2020 年の 100 - 000016、および企業監督局の 2002 年の回覧 170。

7	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

5. 行政処分

- 罰則制度:** 2016 年法律 1778 の第 5 条の規定に従い、企業監督局は、前述の法律第 2 条に規定された行為を行った法人に対して 1 つ以上の罰則を課します。罰則の発動は、同法に定められた等級基準に従って、合理的な決議を通じて行われます。罰金は最大で現在の法定月額最低賃金の 20 万 (200,000) 倍となる可能性があります。
- 制裁の等級分けの基準:** 制裁は前述の法律第 7 条に従い、違反者がその行為によって得たまたは意図した経済的利益、違反者の経済的能力の多寡、行為の繰り返しや、調査または監督行為およびその行為に対する抵抗、拒否または妨害行為等が考慮され、管理当局によって課されます。
- 刑法:** 国境を越えた贈収賄は、コロンビア刑法の第 433 条で犯罪として分類されており、懲役、資格剥奪、経済的制裁が科せられます。

当社の代表者、取締役、従業員、協力者、そして特にコンプライアンス責任者は、透明性と企業倫理に関して企業監督局が 2016 年法律 1778 の第 2 条に規定した違反行為、及び、違反した場合の行政的および刑事的规定と罰則を認識していることを宣言します。

7. 原則と宣言

- 合法性の原則:** 当社に関係するすべての人々は、コロンビアの憲法および、法律の文言のみならず精神に対して、その基準および方針を確実に遵守する事をコミットします。同様に当局が発布した条項および規制、当社が制定した規則、方針を確実に遵守する事をコミットします。
- 誠実さの原則:** すべての労働者が自らの責任、道徳的、法的、労働上の義務を認識し、実践している限りにおいて、地域社会、会社、国に対する義務を果たしていると言えます。それを実現する方法は、正直で透明性のある合法的なビジネスの道を歩むことです。会社のより高い階層レベルにあり、会社の資産と運営に対して責任を持つ者は、より積極的に健全な行動に取り組む必要があります。
- 誠意の原則:** 誠意を持って、勤勉かつ慎重に行動し、永続的に人々の尊重と法律の遵守を徹底し、意思決定においては特定の利益よりも会社の原則と価値観を優先します。

8	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

• **忠誠の原則**：会社への忠誠心から、すべての人は、会社、その顧客、株主、取締役の利益に影響を与える、または損なう可能性がある、他の役人または第三者によって犯された事実または不正行為を直属の上司に速やかに伝えなければなりません。従業員がこの事実を伝えるために自分の身元を秘密にしたい場合は、社内通報制度を通じてそれを行うことができます。

• **一般利益と企業利益の原則**：すべての行動は常に一般利益によって管理されなければならない、あらゆるレベルの管理者は個人の経済的利益を一切排除しなければなりません。透明性のある行動とは、ビジネスを獲得または維持するため、あるいはビジネス上の恩恵を得るための支払いや謝礼は排除しなければなりません。

• **真実性の原則**：私たちはいかなる考察よりも真実を伝え、受け入れます。私たちが一般の人々に提供する情報は真実です。

上記に従い、どの様な形であれ当社に関係する者は、透明性および企業倫理プログラムを適切かつ正確に適用することに共同責任を負います。

このため、当社の取締役は、正義を持って行動し、経営の健全性を確保する人々の努力と献身を尊重し、評価します。

当社は正当性と透明性を欠くために発生する違法と考えられる行為や行動の防止、特定、処置を確実にするために、ベストプラクティスに則り、内部通報システム、手順、プロトコル、制御および報告メカニズムの導入を採用しています。

当社は、全ての贈収賄または汚職行為を禁止しており、企業監督局の 2016 年社外回覧 100-000003 を含むすべての汚職防止および贈収賄防止規制の遵守を要求しています。

ガバナンスシステム、企業コンプライアンス、および企業倫理を構成する方針の導入および強化することを目的とした文化を生み出すことが不可欠であることを考慮すると、会社の目標を達成する前に倫理原則と価値観の遵守を優先することが不可欠です。

当社に関係する人々は、ガバナンスシステム、企業コンプライアンス、企業倫理を構成するすべてのポリシーと手順を理解し、これに従わなければなりません。

国内外での購入または交渉を行う権限を持つ従業員は、購入または交渉を成立させる前に、第三者、特に政府機関または公務員との関係を十分に知るためにデューデリジェンスを行わなければならない。

そのためには、マネーロンダリングおよびテロ資金供与に対する自制およびリスク管理システムの規定、国内およ

9	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

び国際レベルでの公的機関または国家機関との契約ガイド、調達マニュアルおよびその他の会社方針の規定を適用する必要があります。

8. 透明性、誠実性、企業倫理に反する行為

会社の透明性と誠実性を確保するためのプログラムの目的のために、一般的に贈収賄と汚職は金銭や個人的な利益と引き換えに不誠実な行為をいとわない行為であり権力を乱用する少数の人々を不当に優遇することによって損害を与えることであることを理解する必要があります。これは不公平な競争を生み出すだけでなく、組織の効率性や人々の誠実さへの道を制限します。

理解し易い様に、次のような行為は透明性と企業倫理プログラムに違反すると考えられます。

8.1. 利益相反:

利益相反は次の様なケースで起こり得ます。

- 労働者と会社間の利益が相反する場合、労働者は自分自身または第三者の利益となり、会社の利益を損なう決定を下したり、行為を実行したりする可能性があります。
- 当社従業員の行動の独立性、公平性または客観性を損ない、会社の利益を損なうおそれがある場合。

8.2. 贈収賄:

贈収賄は、ビジネスまたはその他の利益を得るための不適切な勧誘または報酬として、人が価値のあるもの（通常は金銭、贈り物、ローン、報酬、便宜、コミッション、または接待）を授受することと説明できます。贈収賄は、公的部門（たとえば、国家または外国の公務員または公務員への賄賂）または民間部門（たとえば、顧客またはサプライヤーの従業員への賄賂）で発生する可能性があります。したがって、賄賂およびリベートには次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- 過剰または不適切な贈答品、接待、接待、旅費、宿泊費。
- 従業員または、エージェント、ファシリテーター、コンサルタントなどのビジネス パートナーによる支払い。

10	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

- 職員、公務員、顧客やサプライヤーに提供されるその他の「便宜」（公務員、顧客やサプライヤーの家族が所有する会社との契約など）。
- 当社のサービス、施設、財産を無償で使用する事。

8.3. 汚職：

これは、企業への財務的影響に関係なく、組織の原則を損なうことで自分自身または第三者の利益を得ようとするあらゆる行為、試み、または意図的な行為の省略を指します。 これらは、次の2つの方法のいずれかで提示される行動です。

- **社内：** 従業員の決定、行動、または意図的な行為の省略が第三者の利益となる様に、当社従業員が第三者から賄賂を受け取る事。
- **法人：** 直接または代理人を通じて、会社の従業員から政府関係者または第三者が賄賂を受領する事。 第三者の決定、行為、または行為の省略が当社またはその従業員に利益をもたらすため。

8.4. 詐欺：

これは、他人の財産を横領、利用、または占有する目的で 1 人または複数の人々によって実行される、他人を欺くための意図的な行為または行為の省略として理解されます。

- 有形か無形かを問わず、不適切に、他者に損害を与え、通常は影響を受ける当事者の知識不足または悪意に起因する。

上記を踏まえ、特に以下の行為は透明性と企業誠実に反すると考えられます。

- 当社の利益を超えて、自己または第三者（有形・無形）の利益を図る意図的な行為。
- 特定の利益を得るための会社情報および文書の改ざん。
- 虚偽または不正確な情報に基づいたレポートの作成。
- 内部情報または機密情報（知的財産、インサイダー情報など）の不適切な使用。
- 契約および入札の過程において、恩恵を取得するための意図的な行為（第三者への支払いまたは贈与、第三者からの支払いまたは贈与の受け取りなど）。

11	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

- 情報、記録、または資産の破棄、破壊または隠蔽。
- 違非合法活動から生み出された資産の合法性を装う。
- テロリストへの資金供与。
- 当社が管理している資産の不適切な使用。
- フィッシング詐欺
- 上記の行為に類似または関連する不正行為。

9. 方針

下記に列挙する方針は、特に以下の事象を規制するものである。

- 第三者への贈答品または恩恵の提供、申し出。
- 従業員、パートナー、および請負業者への報酬およびコミッションの支払い。
- 娯楽、食事、宿泊、出張に関連する債務当事者の支出。
- あらゆる種類の政治献金。
- その他、2021 年基本法通達 100-00011 号の 5.1.1.1.1. に記載されているもの。

9.1. 利益相反方針

当社は、汚職や贈収賄の危険にさらされる可能性のある取引や事業を行いません。同様に、汚職・贈収賄リスクに関する手続きや管理措置の省略も許されない。

社内の担当者が利益相反に該当する場合、コンプライアンス責任者に直接報告しなければなりません。利益相反の対象者がコンプライアンス責任者である場合、その者はその場から身を引き、利益相反の問題に関連する職務を代理のコンプライアンス責任者に委任しなければなりません。一方、第三者がコンプライアンス責任者の利益相反に気づいた場合、取締役会がその職務を遂行する人物を指名できるように、取締役会に通知する必要があります。

9.2. 透明性、誠実性、企業倫理を確保するためのプログラム PTEE

会社の透明性と誠実性の原則と一致し、透明性と合法性を確保するために企業プログラムが実施されます。

12	法務	作成：法務部 日付：2022年4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022年5月

その目的は、第一に法律と社内規則、および善良な慣習に従った社内の行動と行為を促進し、確保すること、第二に、このプログラムに反する行為を防止するためのメカニズムおよび手順を規制すること、第三にこのプログラムに反する行為を防止するためのメカニズムや手続きを規定すること、第三に透明性のない行為に関与した人物を特定し、その責任を追及するための適正手続きを確立することである。

プログラムは次の要素を含んでいます。

- 詐欺、贈収賄、汚職の潜在的な状況を防止および制御するために必要な一連の行動を統合および調整します。
- 法律や社内規則に反する行為を防止・発見するために開発されたさまざまなシステムを統合し、社内でそのような事項の伝達を促進するための適切なチャネルを維持し、透明性のある環境を生み出す。
- 階層レベルに関係なく、合法性と透明性の原則、および当社従業員の倫理と責任ある行動の基本原則の適用に基づいた組織文化を促進します。
- 社内における違法行為の予防、検出、および処理のための適切な手順を特定、開発、実施し、継続的な改善を促進します。 リスクの特定と評価は、会社が定義した方法論とリスク方針に従って実行する必要があります。
- 個人の尊厳とその権利の尊重に基づいて、不正行為、贈収賄、汚職疑惑の調査を管理するための適正な手続きを保証し、情報の取り扱いにおける機密性と是正措置の比例性を確保する。 透明性と企業倫理プログラムの違反を誠実に報告した人は、いかなる種類の報復からも保護されます。

従業員が知っている詐欺の疑いについて責任を持って報告することで、従業員の忠実義務を促進します。

9.3. 新規市場参入の方針

新しい市場に参入する前に、サミットアグロは汚職に関連する可能性のあるリスクを特定し、その防止と軽減のための関連する管理と対策を定義します

13	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

9.4. 関連文書の保存および管理に関する方針

サミットアグロは、本活動に関連する文書および記録を、最後の文書または証憑から数えて 10 年間保管します。この期間終了後、以下の条件を満たす場合に限り、文書を破棄することができる。

- 所轄官庁からの提出要求がないこと。
- 1993 年政令第 2620 号、1999 年法律第 527 号第 12 条、およびこれらを修正、補足、追加するその他の規則の規定に従い、その後の正確な複製と証拠価値の保持を保証する記録媒体に保管されていること。

9.5. 情報開示と研修の方針

PTEE を遵守する義務のある人々に正しく理解してもらうためには、研修が不可欠です。このためサミットアグロは、透明性と企業倫理プログラム PTEE を、会社が実施する広報活動を通じて周知します。

同様にサミットアグロは、PTEE を認識すべきと考える従業員、従業員関係者、および一般にすべての利害関係者に対して、適切なコンプライアンスを確保するために、会社が定める方法と頻度で行われる研修を提供する。この周知と研修の結果、すべての利害関係者がリスクを特定できるようになるはずである。

9.6. 企業倫理および透明性プログラムの違反に対する結果方針

このマニュアルで定められた方針および/または手順に関連した重大な違反は、意図的であるか、サミットアグロの従業員または請負業者の不注意または過失によって引き起こされたものであるかにかかわらず、契約条項、労働法、付属文書 E06_WR_MO に含まれる社内就業規則、および懲戒処分手続きに従った制裁を受けるものとし、そのような行為が伴う民事、行政、および刑事上の結果を損なうことはない。

9.7. 第三者からのインセンティブおよび贈答品に関する方針三者

付属文書 E19_WR_CL に定めるサミットアグロ 内部手続きに従うものとする。

9.8. 無形資産、リース、運営、維持管理、事務機器、不動産および動産の購入、売却、運用、社用車、慈善寄付、個人および法人の会員資格に関する支出方針

14	法務	作成：法務部	日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部	日付：2022 年 5月

付属文書 F01_GA_GR に定めるサミットアグロ内部手続きに従うものとする。

9.9. 交際費規定

付属文書 F02_GA_GR に定めるサミットアグロ内部手続きに従うものとする。

9.10. 社内会議や食事の支出方針

付属文書 F03_GA_GR に定めるサミットアグロ内部手続きに従うものとする。

9.11. 固定資産管理方針

付属文書 F05_GA_GR に定めるサミットアグロ内部手続きに従うものとする。

9.12 クイックレポートと即時レポートの方針

付属文書 F07_GA_GR に定めるサミットアグロ内部手続きに従うものとする。

9.13. 請負業者に対する汚職防止方針

付属文書 H05_LG_GR に定めるサミットアグロ内部手続き、付属文書 H05_LG_06 に記載されているサプライヤーカテゴリーの例外リスト、および付属文書 H06_LG_GR に記載されている汚職防止および請負業者のチェックリストに従うものとする。

9.14. 輸出安全管理方針

付属文書 H07_LG_GR に定めるサミットアグロ内部手続き、および付属文書 H08_LG_GR に記載されている輸出安全管理に関する管理手順に従うものとする。

9.15. 顧客返金方針

付属文書 M10_BO_CL に定めるサミットアグロ内部手続きに従うものとする。

10. 報告メカニズム

役職に関係なく全従業員およびその他の利害関係者が取組まなければならない透明性・企業倫理プログラムへの違反防止と遵守を確保するため、サミットアグロは透明性に反するすべての行為が報告され、適切に手続きが開始される様、ホットラインを設置しています。同様に、他のいかなる経路を通じての報告であっても、同様の方法で可能な限り速やかに対処しています。

15	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

11. 役割と責任

- 当社の上級管理職:** 詐欺、贈収賄、その他透明性に影響を及ぼす行為のリスクを管理、防止、検知する責任があります。これには、管理・監督的立場にあるすべての人物が含まれる。さらに、贈収賄、汚職、その他の不適切な行為が容認されない透明性と誠実性の文化を、模範を示して推進しなければならない。
- 取締役会:** コンプライアンス責任者を任命し、必要な経済的、人的、技術的リソースを提供する責任を負う。社内における贈収賄およびその他の汚職行為を防止するための方針および仕組みを定め、承認する事。上級管理職が透明性・企業倫理プログラムの規定に違反した場合、適切な措置を命じ、倫理担当役員から提出された報告書を審査し、議事録に明確に記録すること。
- 透明性・誠実性委員会:** 透明性・企業倫理プログラムの管理機関であり、その責任はプログラムの正しい適用と、ポリシーの原則に従った経営を保証するために必要な是正措置の実施を保証することである。
- 監査およびリスク委員会は倫理担当役員の役割を担う:** 透明性と企業倫理プログラムの実施と明確化に責任を負い、調査全体の後方支援業務と適正手続きの実行を担当。調査手続きを調整し文書化する。同委員会は、少なくとも四半期ごとに、その実績、受理した事例、推奨する調査戦略について、議長および透明性・誠実性委員会に報告する。贈収賄および汚職のリスクを評価し、それに関する従業員研修を調整し手続きの改善を提案する。
- 当社従業員:** 当社のすべての従業員は、それぞれの分野および会社全体において、透明性のある管理を確実に実施する必要がある。

この文書の規定を認識している従業員は、会社が定めた手段を通じて直ちに報告しなければならない。

直属の上司を通じて報告された場合、その上司は 24 時間以内に監査およびリスク委員会に報告する必要がある。

その場合、労働者は次の保証を受けられる。

- 情報と人物に関する機密保持。**

16	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

• 善意の推定。 人が行為を報告する場合、その人は責任を持って報告しなければならず、おそらく誠実に、証拠や事実的要素に基づいて報告したものと推定される。

12. 是正措置

当社の従業員に関するすべての問題において、当社は法的規制および本規定に定められた手続きに従わなければならない。

この「企業倫理・透明性プログラム」の違反は、社内の就業規則に対する重大な違反とみなされる。

同様に、違反がサプライヤーまたは顧客によって証明された場合、法律で定められた措置が取られ、その結果、サプライヤーまたは顧客との契約上および取引上の関係が解除される。

13. 内部告発ルート

不正行為、贈収賄、汚職、詐欺に関して報告する必要がある場合、または会社のコンプライアンス責任者からの注意が必要な場合は、次のルートを使用できる。

- sacl@summit-agro.com

- a.bohorquez@pardobohorquez.com.co

17	法務	作成：法務部 日付：2022 年 4月
SUMMIT AGRO	透明性と企業倫理プログラム	レビュー：法務部 日付：2022 年 5月

変更管理		
日付	備考	担当
1/06/2022	文書作成	コンプライアンス責任者
30/04/2023	更新	コンプライアンス責任者